IC カード乗車券取扱規則

（平成 20 年 10 月　公告第 16 号）

北海道旅客鉄道株式会社

＜ＩＣカード乗車券取扱規則＞

北海道旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 20 年 10 月 15 日公告第 16 号）

改正　平 21．２　公告 39、平 22．２　公告 13、平 23．３　公告 29、
平 24．３　公告 24、平 25．３　公告 21、平 25．６　公告４
平 26．３　公告 23

＜ＩＣカード乗車券取扱規則＞

目　次

第１編　総則
第１条　この規則の目的
第２条　適用範囲
第３条　用語の定義
第４条　契約の成立時期
第５条　発売
第６条　変更
第７条　制限事項等
第８条　制限又は停止
第９条　ＩＣカードの所有権
第 10 条　デポジット
第 11 条　失効
第 12 条　チャージ
第 13 条　ＳＦ残額の確認
第 14 条　ＳＦ利用履歴の確認
第 15 条　払いもどし
第 16 条　紛失再発行
第 17 条　障害再発行
第 18 条　免責事項

第２編　旅客営業
第１章　通則
第 19 条　運送契約の成立時期
第 20 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い
第 21 条　使用方法
第 22 条　取扱区間
第 23 条　制限事項等
第 24 条　制限又は停止
第２章　発売
第 25 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の発売
第３章　運賃の減算
第 26 条　Ｋｉｔａｃａ乗車券を使用する場合の運賃の減算
第 27 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を使用する場合の運賃の減算
第４章　効力
第 28 条　ＩＣカード乗車券の効力
第 29 条　Ｋｉｔａｃａ乗車券が無効となる場合
第 30 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券が無効となる場合
第 31 条　不正使用未遂の場合の取扱方
第５章　変更・払いもどし
第 32 条　定期乗車券のみの払いもどし

第６章　特殊取扱い
第 33 条　Ｋｉｔａｃａ乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等
第 34 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等
第 35 条　入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方
第 36 条　列車の運行不能の場合の取扱方

第３編　ＩＣカード乗車券の相互利用
第 37 条　他社線でのＫｉｔａｃａによる乗車の取扱方
第 38 条　他社線内における取扱範囲
第 39 条　当社以外の事業者が発行したＩＣカード乗車券の当社での取扱い

＜ＩＣカード乗車券取扱規則＞

第１編　総　則

（この規則の目的）

第１条　この規則は、北海道旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下、「ＩＣカード乗車券」といいます。）による当社線に係わる旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第２条　ＩＣカード乗車券による旅客の運送等については、この規則に定めるところによります。

２　この規則が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券によるサービスの提供等については、当該改定された規則の定めるところによります。

３　この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（注）別に定めるものとは、以下のとおりです。

（１）北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年４月北海道旅客鉄道株式会社公告第１号。以下、「旅客規則」といいます。）

（２）北海道旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年４月北海道旅客鉄道株式会社公告第２号）

（３）北海道旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年４月北海道旅客鉄道株式会社公告第４号）

（４）北海道旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年４月北海道旅客鉄道株式会社公告第８号）

（５）北海道旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成３年 11 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 47 号）

（用語の定義）

第３条　この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。

（２）「記名ＩＣカード乗車券」とは、ＩＣカード乗車券のうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたＩＣカード乗車券をいいます。

（３）「無記名ＩＣカード乗車券」とは、前号以外のＩＣカード乗車券をいいます。

（４）「小児用ＩＣカード乗車券」とは、小児の利用に供する記名ＩＣカード乗車券をいいます。

（５）「ＳＦ」とは、ストアードフェアカードの機能によりＩＣカード乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類等との引き換えに充当するものをいいます。

（６）「チャージ」とは、ＩＣカード乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。

（７）「デポジット」とは、ＩＣカードの利用権の代価として収受するものをいいます。
（８）「Ｋｉｔａｃａ乗車券」とは、この規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられるＩＣカード乗車券であって、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券以外のものをいいます。
（９）「Ｋｉｔａｃａ定期乗車券」とは、この規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられ、かつ第 25 条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録されたＩＣカード乗車券であって、定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。
(10) 「自動改札機」とは、ＩＣカード乗車券の改札を行う改札機をいいます。
(11) 「乗車券等」とは、ＩＣカード乗車券の処理が可能な自動券売機（以下、「自動券売機」といいます。）によりＳＦと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券等をいいます。
(12) 「最低運賃相当額」とは、旅客規則第 84 条の２に規定する大人普通旅客運賃及び小児普通旅客運賃（以下、「普通旅客運賃」といいます。）で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 73 条第１項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。

２　この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

（契約の成立時期）

第４条　この規則に基づくＩＣカード乗車券に係る契約の成立時期は、ＩＣカード乗車券を購入したときとします。

（発売）

第５条　ＩＣカード乗車券の購入の申込を受けた場合、当社は別に定める方法によりＩＣカード乗車券を発売するものとします。

２　記名ＩＣカード乗車券の購入に際しては、氏名、性別及び生年月日等を記載した別に定める申込書を提出しなければなりません。

３　小児用ＩＣカード乗車券の購入の申込があった場合には、利用者が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用ＩＣカード乗車券の利用者が小児であることを証明したときに限り、当該利用者が満 12 才に達する日の前日以後の最初の３月 31 日までの間使用できる小児用ＩＣカード乗車券を発売します。

４　小児が複数の小児用ＩＣカード乗車券を購入することはできません。

（変更）

第６条　無記名ＩＣカード乗車券は、記名ＩＣカード乗車券に変更することができます。この場合、前条第２項の取扱いを準用します。

２　小児用ＩＣカード乗車券の使用期限を経過したときは、以後当該小児用ＩＣカード乗車券を使用することはできません。この場合、当該小児

用ＩＣカード乗車券は、当社が別に定めるところにより小児用ＩＣカード乗車券以外の記名ＩＣカード乗車券への変更又は第 15 条の規定により払いもどしを行うことができます。

（制限事項等）

第７条　偽造、変造又は不正に作成されたＩＣカード乗車券を使用することはできません。

（制限又は停止）

第８条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、ＩＣカード乗車券の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。

２　ＩＣカード乗車券の改良その他当社が適切と認める場合には、当社はＩＣカード乗車券の利用者にＩＣカード乗車券の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。

３　本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

（ＩＣカードの所有権）

第９条 ＩＣカード乗車券に使用するＩＣカードの所有権は当社に帰属し、ＩＣカード乗車券を発売するにあたり、ＩＣカードを利用者に貸与するものとします。

２　ＩＣカード乗車券が不要となったとき及びその使用資格を失ったとき、又はＩＣカード乗車券が不要となったときは、当該ＩＣカードを当社に返却しなければなりません。

３　当社の都合により、貸与したＩＣカードを予告なく交換することがあります。

（デポジット）

第 10 条　当社は、ＩＣカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてＩＣカード１枚につき 500 円を収受します。

２　ＩＣカードを当社に返却したときは、第 11 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。

３　デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

（失効）

第 11 条　ＩＣカード乗車券の発売若しくは交換、ＳＦの使用、ＳＦのチャージ、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の購入、払いもどし若しくは更新又は再発行の請求に基づく使用停止措置のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、ＩＣカード乗車券に係る利用者の権利は失効します。

２　故意又は過失によりにＩＣカード乗車券を破損させ、この規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該ＩＣカード乗車券

に係る利用者の権利は失効します。

（チャージ）

第 12 条　ＩＣカード乗車券には、自動券売機、チャージ機又はＩＣカード乗車券の発売窓口でチャージすることができます。

２　ＩＣカード乗車券には、１回あたり別表１に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、ＩＣカード乗車券１枚あたりのＳＦの残額は 20,000 円を超えることはできません。

（ＳＦ残額の確認）

第 13 条　ＩＣカード乗車券のＳＦ残額は、自動券売機、自動改札機（入出場する場合に限ります。）、チャージ機、又はＩＣカード乗車券の発売窓口等で確認することができます。

（ＳＦ利用履歴の確認）

第 14 条　ＩＣカード乗車券に関する利用履歴は、自動券売機、又はチャージ機等で次の各号に定めるとおり確認することができます。

（１）利用履歴の内容は、ＳＦを使用して乗車し、精算し、又は乗車券等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所、取扱後のＳＦ残額及びＳＦを使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後のＳＦ残額とします。

（２）26 週間を経過した利用履歴は確認することはできません。

（３）利用履歴は、最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。この場合、利用履歴の表示又は印字による確認は、以下のものを除き自動券売機、チャージ機によって行うことができます。ただし、駅により利用履歴の印字による確認ができない場合があります。

ア　出場処理がされていない利用履歴

イ　自動改札機による改札の処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ　その他、取扱機器による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

（払いもどし）

第 15 条　ＩＣカード乗車券が不要となった場合は、これをＩＣカード乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、当該ＩＣカード乗車券のＳＦ残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上げた額）の払いもどしを請求することができます。この場合、ＩＣカード乗車券１枚につき手数料として 220 円（ＳＦ残額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。

２　記名ＩＣカード乗車券の払いもどしは、別に定める申込書の提出及び公的証明書等の呈示により払いもどしを請求する利用者が当該記名ＩＣカード乗車券の記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。

３　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券が不要となった場合は、第１項の規定にかかわらず、第 32 条第１項第１号又は第２号の規定による定期乗車券の払いもどし額とＳＦ残額との合算額を払いもどします。この場合、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券１枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額とＳＦ額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。

（紛失再発行）

第 16 条　記名ＩＣカード乗車券の記名人が当該記名ＩＣカード乗車券を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日の翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名ＩＣカード乗車券の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名ＩＣカード乗車券に発売し電子的に記録した特別車両券がある場合は、当該特別車両券の再発行は行いません。

（１）　再発行の請求に際して、利用者がＩＣカード乗車券の紛失再発行を行う駅に、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該ＩＣカード乗車券の記名人本人であることを証明できること

（２）　再発行する記名ＩＣカード乗車券の引き取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名ＩＣカード乗車券の再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該ＩＣカード乗車券の記名人本人であることを証明できること

（３）記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること

２　前項により再発行する記名ＩＣカード乗車券１枚につき紛失再発行手数料として 510 円を現金で収受します。また、第 10 条第１項に規定するデポジットを収受します。

３　記名ＩＣカード乗車券の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。

４　第１項に規定した期間内に、再発行するＩＣカード乗車券の引き取りが行われない場合、当該請求に基づくＩＣカード乗車券の交付は行いません。

５　第 11 条第１項の規定により失効したＩＣカード乗車券は、再発行の請求はできません。

６　記名ＩＣカード乗車券の使用停止措置を行つた場合、当該措置を行つた記名ＩＣカード乗車券を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名ＩＣカード乗車券の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行つた記名ＩＣカード乗車券で受けていたいずれのサービスも受けることができません。

７　無記名ＩＣカード乗車券については、いかなる場合においても、第１項の規定による紛失再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。

（障害再発行）

第 17 条　ＩＣカード乗車券の破損等によつて自動改札機での使用、自動券

売機での引き換え又はＩＣカード乗車券の処理が可能な窓口での精算が不能となつた場合で、利用者が当該ＩＣカード乗車券とともに別に定める申込書をＩＣカード乗車券の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は過失であると認められる場合を除き、当社は請求日の翌日の窓口営業開始時間までに当該ＩＣカード乗車券の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。また、当該ＩＣカード乗車券に発売し電子的に記録した特別車両券がある場合は、当該特別車両券の再発行は行いません。

（免責事項）

第 18 条　当社は、ＩＣカード乗車券の取扱いについて、取扱時に当該ＩＣカード乗車券を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該ＩＣカード乗車券が記名ＩＣカード乗車券の場合、当該記名ＩＣカード乗車券を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

２　当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がＩＣカード乗車券により便益を取得したことによつて又はＩＣカード乗車券により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなつたことによつて、利用者に不利益又は損害が生じた場合であつても、当社は一切その責めを負いません。

３　当社は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、当該記名ＩＣカード乗車券の払いもどしやＳＦの使用等があつた場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。

第２編　旅　客　営　業

第１章　通則

（運送契約の成立時期）

第 19 条　個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。

２　前項の定めにかかわらず、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の運送契約の成立時期は、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を購入したときとします。

（Ｋｉｔａｃａ定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い）

第 20 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を定期乗車券の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了の翌日以降に使用する場合はＫｉｔａｃａ乗車券として取り扱います。

（使用方法）

第 21 条　ＩＣカード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札を受けて駅に入場し、同一のＩＣカード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場　しなければなりません。

２　前項の定めにかかわらず、ＩＣカード乗車券のＳＦは、自動券売機によって乗車券類等と引き換えることができます。また、入場記録がないＫｉｔａｃａ乗車券のＳＦは、ＩＣカード乗車券の処理が可能な窓口で精算することができます。
３　前項の場合であって、ＳＦ残額が引き換える乗車券類等に相当する額に満たない場合は、別に現金、旅客規則第 306 条に規定するオレンジカード（以下、「オレンジカード」といいます。）の残額を当該自動券売機に充当することにより、乗車券類等と引き換えることができます。ただし、オレンジカードを複数枚充当することはできません。また、自動券売機において別にオレンジカードを充当した場合は、当該オレンジカードを優先して処理します。

（取扱区間）
第 22 条　ＩＣカード乗車券の取扱区間は別表２のとおりとします。
２　前項の定めにかかわらず、自動改札機を設置していない改札口では利用できません。

（制限事項等）
第 23 条　１回の乗車につき、２枚以上のＩＣカード乗車券を同時に使用することはできません。
２　10 円未満の SF は、旅客運賃等に充当することはできません。
３　入場時に使用したＩＣカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ＩＣカード乗車券で再び入場することはできません。
４　次の各号の１に該当する場合には、ＩＣカード乗車券を自動改札機で使用することはできません。
（１）入場時のＳＦ残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき（ただし、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の券面表示区間内の駅から入場する場合、および当社が別に定める場合を除きます。）
（２）出場時にＳＦ残額が乗車区間の普通旅客運賃に満たないとき
（３）ＩＣカード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電により自動改札機によるＩＣカード乗車券の内容が読み取り不能となったとき
（４）出場時に自動改札機によって普通旅客運賃の減算ができない経路を乗車したとき
５　乗車以外の目的で駅に入場又は出場することはできません。
６　他の乗車券と併用して使用することはできません。
７　記名ＩＣカード乗車券は、記名人以外が使用することはできません。
８　記名ＩＣカード乗車券は、券面表示事項が不明となったときは使用できません。この場合、当該記名ＩＣカード乗車券を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。
９　不正使用に伴い使用停止となったＫｉｔａｃａ乗車券又はＫｉｔａｃａ定期乗車券を使用することはできません。

（制限又は停止）
第 24 条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、

乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車等の制限をすることがあります。
２　前項に基づくサービスの制限に対して、当社はその責めを負いません。

第２章　発売

（Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の発売）
第25条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、旅客が所持する記名ＩＣカード乗車券に、旅客規則第 35 条及び第 36 条に規定する通勤定期乗車券及び通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第４項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）を発売します。
２　ＩＣカード乗車券を所持していない旅客からＫｉｔａｃａ定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第５条に規定する記名ＩＣカード乗車券の発売とあわせて取り扱います。
３　無記名ＩＣカード乗車券を所持する旅客からＫｉｔａｃａ定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第６条に規定する記名ＩＣカード乗車券への変更とあわせて取り扱います。

４　第１項の規定によりＫｉｔａｃａ定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第37条の規定を準用することがあります。

第３章　運賃の減算

（Ｋｉｔａｃａ乗車券を使用する場合の運賃の減算）
第26条　Ｋｉｔａｃａ乗車券を第21条第１項の規定により使用する場合、出場駅において、当該乗車区間の普通旅客運賃をＳＦ残額から減算します。この場合、小児用Ｋｉｔａｃａ乗車券にあっては小児の普通旅客運賃を、その他のＫｉｔａｃａ乗車券にあっては大人の普通旅客運賃を減算します。

（Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を使用する場合の運賃の減算）
第 27 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、旅客規則第247条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して前条の規定により算出した普通旅客運賃をＳＦ残額から減算します。この場合、小児用Ｋｉｔａｃａ定期乗車券にあっては小児の普通旅客運賃を、その他のＫｉｔａｃａ定期乗車券にあっては、大人の普通旅客運賃を減算します。
２　前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用Ｋｉｔａｃａ定期乗車券にあっては小児の普通旅客運賃を、その他のＫｉｔａｃａ定期乗車券にあっては、大人の普通旅客運賃を減算します。

第４章　効力

（ＩＣカード乗車券の効力）

第 28 条　第 21 条第１項の規定により使用する場合の、Ｋｉｔａｃａ乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。

（１）　当該乗車区間において、片道乗車１回に限り有効なものとします。この場合、小児用Ｋｉｔａｃａ乗車券にあっては１枚をもって小児１人、その他のＫｉｔａｃａ乗車券にあっては１枚をもって大人１人に限るものとします。ただし、小児用以外のＫｉｔａｃａ乗車券から大人の片道普通旅客運賃相当額を減算することを承諾して使用した場合には、小児１人が使用することができます。

（２）途中下車の取り扱いはしません。

（３）入場後は、当日限り有効とします。

２　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券にあっては、券面表示区間外を乗車する場合であっても、前項の規定を準用して乗車することができます。

３　小児用Ｋｉｔａｃａ定期乗車券にあっては、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用ＩＣカード乗車券の有効期限を経過した場合は使用することができません。

（Ｋｉｔａｃａ乗車券が無効となる場合）

第 29 条　Ｋｉｔａｃａ乗車券は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収します。

（１）第 23 条第６項の規定に違反して乗車した場合

（２）第 23 条第７項の規定に違反して乗車した場合

（３）第 23 条第８項の規定に違反して乗車した場合

（４）旅行開始後のＫｉｔａｃａ乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

（５）係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合

（６）係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合

（７）使用資格、氏名、年齢を偽って記名ＩＣカード乗車券を使用した場合

（８）券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名ＩＣカード乗車券を使用した場合

（９）その他不正乗車の手段として使用した場合

２　前項第１号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

（Ｋｉｔａｃａ定期乗車券が無効となる場合）

第 30 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券は、前条第１項第１号、第５号、第６号及び第９号の規定並びに旅客規則第 168 条の規定に該当する場合、無効として回収します。

（不正使用未遂の場合の取扱方）

第 31 条　偽造、変造又は不正に作成されたＫｉｔａｃａ乗車券又はＫｉｔ

ａｃａ定期乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

２　前項に規定するほか、Ｋｉｔａｃａ乗車券又はＫｉｔａｃａ定期乗車券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

第５章　変更・払いもどし

（定期乗車券のみの払いもどし）

第 32 条　記名ＩＣカード乗車券に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これをＫｉｔａｃａ定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出　し、かつ公的証明書等の呈示により払いもどしを請求する旅客が当該Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の記名人本人であることを証明したときに、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。

（１）券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。

（２）券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、次に定める方法により払いもどします。

ア　有効期間が１箇月の定期乗車券を使用開始後に払いもどす場合

定期券面に表示された区間を、普通旅客運賃で１日１往復したものとして計算した金額を、券面表示の定期旅客運賃から差し引いた残額を払いもどします。

イ　有効期間が３箇月又は６箇月の定期乗車券を使用開始後に払いもどす場合

当社が別に定める方法により計算した使用経過相当額を、券面表示の定期旅客運賃から差し引いた残額を払いもどします。

（３）前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券１枚につき 220 円を収受します。

（注）Ｋｉｔａｃａ定期乗車券が不要となり、ＳＦ残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第３項の規定により取り扱います。

第６章　特殊取扱い

（Ｋｉｔａｃａ乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 33 条　第 29 条第１項の各号の１に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその２倍に相当する増運賃とをあわせて収受します。

２　前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。

（Ｋｉｔａｃａ定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 34 条　第 30 条の規定に該当しＫｉｔａｃａ定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

（１）第 29 条第１項第１号、第５号、第６号及び第９号の規定を準用してＫｉｔａｃａ定期乗車券を無効として回収した場合、前条の規定を適用して取り扱います。

（２）旅客規則第 168 条の規定に該当し、Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を無効として回収した場合は、旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。

（入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方）

第 35 条　Ｋｉｔａｃａ乗車券又はＫｉｔａｃａ定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 26 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内での乗車を除きます。）に対する普通旅客運賃を支払い、当該Ｋｉｔａｃａ乗車券又はＫｉｔａｃａ定期乗車券の出場処理を受けなければなりません。

２　Ｋｉｔａｃａ乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該Ｋｉｔａｃａ乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。

３　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 36 条　Ｋｉｔａｃａ定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。

２　Ｋｉｔａｃａ乗車券を所持し乗車する旅客及びＫｉｔａｃａ定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の１に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ、請求することができます。

（１）発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該Ｋｉｔａｃａ乗車券又はＫｉｔａｃａ定期乗車券に対する出場処理を行います。

（２）旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき

旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 26 条及び第 27 条の規定により算出した普通旅客運賃を収受します。

（３）不通区間を別途旅行するとき

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。

第３編　ＩＣカード乗車券の相互利用

第１章　通則

（他社線でのＫｉｔａｃａによる乗車の取扱方）

第 37 条　第 21 条の規定にかかわらず、次の各号に定める当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内において、Ｋｉｔａｃａ乗車券による乗車等の取扱いを行います。

（１）東日本旅客鉄道株式会社
（２）東海旅客鉄道株式会社
（３）西日本旅客鉄道株式会社
（４）四国旅客鉄道株式会社
（５）九州旅客鉄道株式会社
（６）東京モノレール株式会社
（７）東京臨海高速鉄道株式会社
（８）仙台空港鉄道株式会社
（９）埼玉新都市交通株式会社
（１０）伊豆急行株式会社
（１１）ジェイ・アール北海道バス株式会社
（１２）ジェイアールバス関東株式会社
（１３）北海道中央バス株式会社
（１４）株式会社じょうてつ
（１５）新潟交通株式会社
（１６）札幌市交通局
（１７）福岡市交通局
（１８）ＰＡＳＭＯ交通事業者中、別に定める鉄道会社等
（１９）ｍａｎａｃａ交通事業者中、別に定める鉄道会社等
（２０）ＰｉＴａＰａ交通事業者中、別に定める鉄道会社等
（２１）ｎｉｍｏｃａ交通事業者中、別に定める鉄道会社等

（他社線内における取扱い）

第 38 条　他社線内におけるＩＣカード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

２　前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該ＩＣカード乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

（当社以外の事業者が発行したＩＣカード乗車券の当社での取扱い）

第 39 条　当社以外の事業者が発行したＩＣカード乗車券のうち、当社と相互に利用が可能なものついては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

２　当社線内で利用できるＩＣカード乗車券を発行する事業者（以下、これらを「発行事業者」といいます。）は次のとおりとします。

（１）東日本旅客鉄道株式会社
（２）東海旅客鉄道株式会社
（３）西日本旅客鉄道株式会社

（４）九州旅客鉄道株式会社
（５）東京モノレール株式会社
（６）東京臨海高速鉄道株式会社
（７）株式会社パスモ
（８）株式会社名古屋交通開発機構
（９）株式会社エムアイシー
（１０）株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩ
（１１）福岡市交通局
（１２）株式会社ニモカ

３　前項に規定する発行事業者が発行したＩＣカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 19 条から第 24 条、第 26 条から第 31 条及び第 33 条から第 36 条の規定を準用します。ただし、第 14 条に規定するＳＦ利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外については表示及び印字できないものがあります。

（注）第 23 条第８項の規定のうち券面表示事項の再印字の取扱い並びに第 16 条及び第 17 条、第 15 条及び第 32 条に定める払いもどし、再発行等の取扱いについては、当該ＩＣカード乗車券の発行事業者に限り行います。

４　第３項の規定にかかわらず、第２項第８号、第 11 号及び第 12 号に規定する発行事業者のＩＣカード乗車券については、当社管内における乗車等の取扱いを行わない場合があります。

５　第３項の規定にかかわらず、第２項第１号に規定するＩＣカード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第 12 条、第 14 条並びに第 21 条第２項及び第３項の規定は準用しません。

附則

この公告は、平成 20 年 10 月 25 日から施行します。

別表１（第 12 条）　ＩＣカード乗車券へのチャージ可能金額

取扱機器又は箇所	１回当たりのチャージ取扱金額
Kitaca 乗車券発売窓口 IC カード乗車券の処理が可能券売機 チャージ機	1,000 円
	2,000 円
	3,000 円
	4,000 円
	5,000 円
	10,000 円
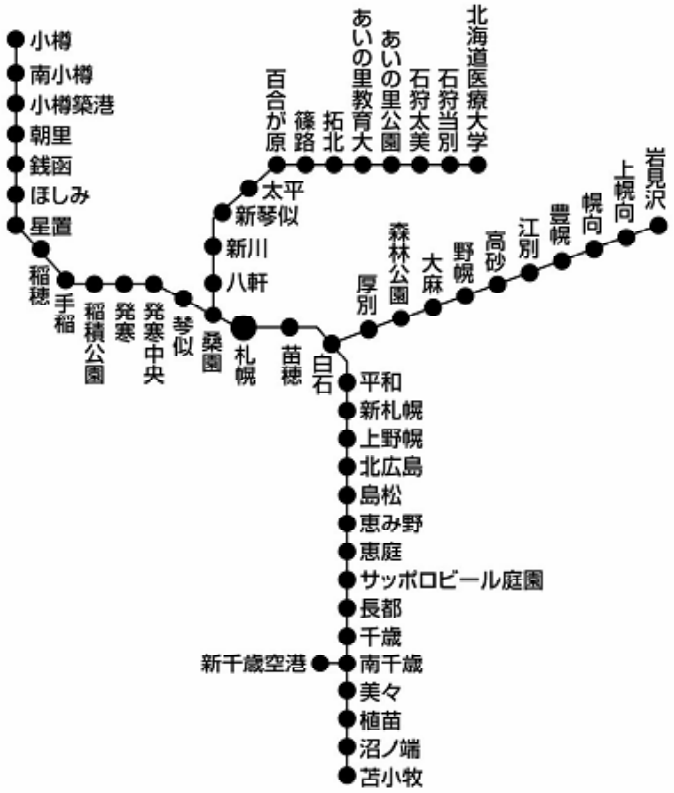
別表２（第 22 条）　ＩＣカード乗車券の取扱区間